

GX産業の集積に向けた道の取組について

令和7年(2025年)4月16日

北海道経済部GX推進局GX推進課

GX産業集積に向けた支援制度について

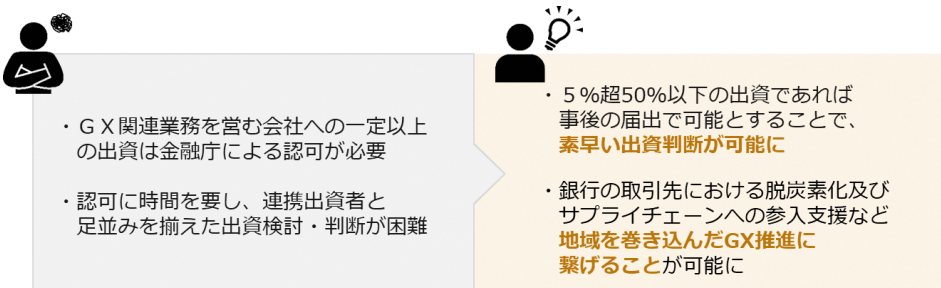
- (1) 「GX金融・資産運用特区」による規制緩和事項について
- (2) 「北海道GX推進税制」について
- (3) 「北海道GX地域未来投資促進基本計画」について

規制緩和が実現した事項

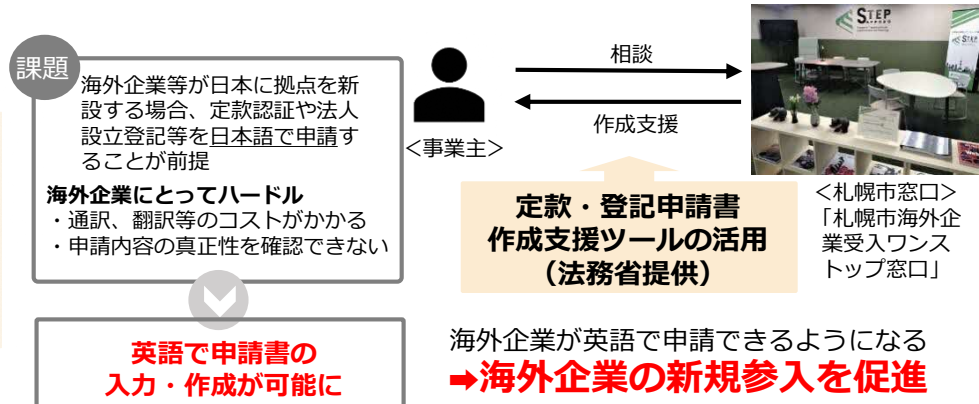
(1) 銀行によるGX関連業務を営む会社に対する出資規制の緩和

(2) 行政手続の英語対応（法務省）

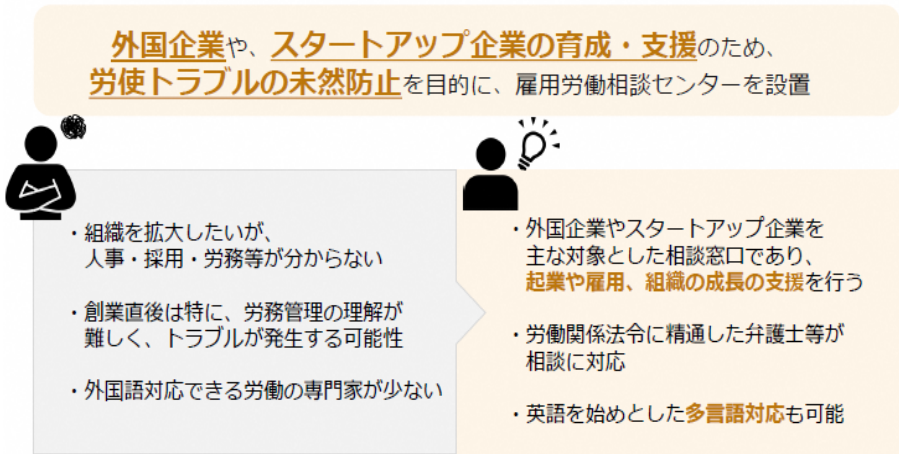
「国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業」



この事業を(株)北洋銀行及び(株)北海道銀行が活用
今後、道内で実施が見込まれるGX事業への出資がより速やかに



(3) 雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置



センターの機能

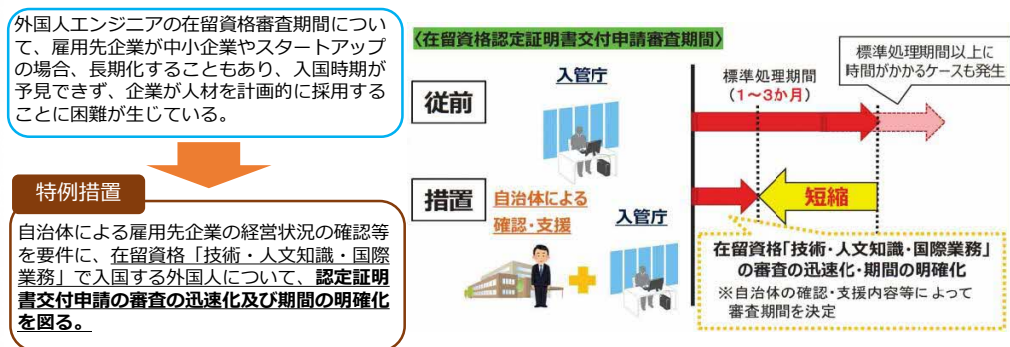
- 雇用相談
- 訪問指導等

開設場所 北海道経済センタービル（札幌市中央区北1条西2丁目2-1）

設置時期 令和7年7月

(4) 外国人エンジニアの受入れ・就労促進

「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業」



「GX金融・資産運用特区」による規制緩和事項について

「国家戦略特区」制度における規制の特例【参考】

▶ 規制改革メニュー（特区措置63、全国措置97、構造改革特区へ移行1）



（※内閣府ホームページより）

【国家戦略特区制度の仕組み】



北海道における国家戦略特区の活用

新規の規制緩和事項、他特区の規制緩和メニューの活用とも、市町村や事業者からの意見（提案）を踏まえ、チーム札幌・北海道の関係機関で検討等の上、国に提案。

【規制改革事項の提案募集】

- ・ 事業者や市町村へのヒアリング
- ・ 道・札幌市に提案窓口を開設

「国家戦略特区における規制改革メニューの活用について」

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/GX_Special_Zone_teian.html

QRコード



GX産業集積に向けた支援制度について

- (1) 「GX金融・資産運用特区」による規制緩和事項について
- (2) 「北海道GX推進税制」について
- (3) 「北海道GX地域未来投資促進基本計画」について

「北海道GX推進税制」について

1 経過・今後のスケジュール

- 令和6年 6月 北海道・札幌が「GX金融・資産運用特区」として決定
- 令和6年12月 「北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例」を制定
- 令和7年 3月 事前相談開始

対象事業の詳細や認定要件等を定める「北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例」施行規則を制定
- 令和7年 4月 制度施行、ガイドライン・ホームページを準備中

(参考)条例及び制度の通称について

- 「北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例」は、国の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」を引用して定めたが、制度の円滑な浸透を図るため、同法の通称である「GX推進法」を参考に、通称をそれぞれ「北海道GX推進条例」、「北海道GX推進税制」とする。

「GX実現に向けた基本方針」について

- 国は「GX実現に向けた基本方針」において、GXを加速させることで、エネルギーの安定供給と、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげることとしている。
- その投資の規模は今後10年間で150兆円を超えるとされており、こうした巨額のGX投資を官民協調で実現するため、「同基本方針」ではGX投資の対象として以下22分野を明示。

国GX基本方針 22分野

水素・アンモニア	水素・アンモニアの導入促進	ゼロエミッション船舶 (海事産業)	温室効果ガスを排出しない船
蓄電池	蓄電池の生産	バイオものづくり	バイオプラスチックなど
鉄鋼業	グリーンスチール	再生可能エネルギー	洋上風力、次世代太陽光など
化学産業	グリーンケミカル	次世代ネットワーク (系統・調整力)	海底直流送電など
セメント産業	カーボンリサイクルセメント	次世代革新炉	次世代革新炉
紙パ産業	製紙産業の構造転換	運輸分野	鉄道等の省エネ化など
自動車産業	EV・PHV等の次世代自動車	インフラ分野	空港、道路、ダム、下水道など
資源循環産業	リース・シェアリング、リサイクル	カーボンリサイクル燃料	SAF、合成燃料、合成メタン
住宅・建築物	省エネ住宅、木材利用	CCS	二酸化炭素回収・貯留
脱炭素目的のデジタル投資	半導体・データセンターへの投資	食料・農林水産業	農業機械等の電化、クレジット活用など
航空機産業	次世代航空機	地域・暮らし	脱炭素先行地域など

「北海道GX推進税制」について

「Team Sapporo-Hokkaido」と連携して進める「8つのGXプロジェクト」

全国一の再エネポテンシャル

- 【風力発電】 全国1位
- 【太陽光発電】 全国1位
- 【中小水力発電】 全国1位
- 【地熱発電】 全国2位

洋上風力関連産業

・道内**5箇所**が「**有望な区域**」に選定。2箇所(洋体式)が「**準備区域**」に整理。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 石狩市沖 | <div style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: orange; border: 1px solid black;"></div> 有望な区域 |
| 2 | 岩宇・南後志地区沖 | |
| 3 | 島牧沖 | |
| 4 | 檜山沖 | |
| 5 | 松前沖 | |
| | | <div style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: green; border: 1px solid black;"></div> 準備区域 |

・全国の洋上風力案件形成目標45GWのうち、1/3の15GWが北海道



海底直流送電

・日本海ルート200万kWについては、**2030年度を目指して整備**(GX基本方針)

<広域連系系統マスタープラン>

【必要投資額(概算)】

- ・北海道地内増強
⇒約1.1兆円
- ・北海道～東北～東京(新設)
⇒約2.5～3.4兆円

水素



・北海道電力では、**1MW級**の水電解装置(水素発生量200Nm³/h)などを設置(出典)ほくでんウェブサイト



・札幌市では、環境省「脱炭素化先行地域」で、大型車両に対応した定置式水素ステーションの整備など「**水素モデル街区**」を盛り込む

・国が進める全国8ヶ所の水素・アンモニア供給拠点の整備とともに、15年間で**3兆円規模の価格差に着目した支援策**について、道内でも**選定**されるよう**推進**

<水素基本戦略>

- ・2030年導入目標300万tに加え、2040年目標1200万t、2050年目標2000万t
- ・官民合わせて**15年間で15兆円【全国】**のサプライチェーン投資計画を検討中

蓄電池

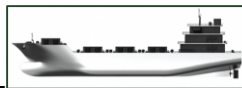


<蓄電池産業戦略>

- ・世界市場の推移
2019年約5兆円
⇒**2030年 約40兆円【世界】**

- ・蓄電池(系統用蓄電池や地域マイクログリッドの蓄電池)工場の立地
- ・風力発電の出力調整用設備として、豊富町に**世界最大級の系統蓄電池**(72万kWh)を設置(出典)北海道北部風力送電

電気及び水素運搬船



- ・電気運搬船建造中の**Power X社**は室蘭市、苫小牧港管理組合とそれぞれ連携協定を締結

合成燃料(SAF等)

- ・本邦エアラインにおいて2030年度まで導入割合10%を目標
- ・苫小牧市では、全国7カ所を選定された**先進的CCS**への取組が始められており、水素製造と合わせて、将来SAFを含む合成燃料の製造が期待



- ・製造技術開発、大規模実証、製造設備等への官民投資

⇒今後10年間で約1兆円【全国】

データセンター

出典: さくらインターネット(株)HP



- ・国が九州とともに**北海道**を**デジタルインフラの中核拠点**として位置づけ
- ・これまで44箇所のデータセンターが立地(道庁調べ)
- ・ソフトバンクが再エネ100%のデータセンターの苫小牧への**立地決定**
- ・AIに関する実証・実装促進地域の全道展開

<情報通信白書(総務省)>

- ・日本のDCサービス市場規模 2022年約2兆円
⇒**2026年 約3兆円**

次世代半導体



Rapidus(株)作成資料

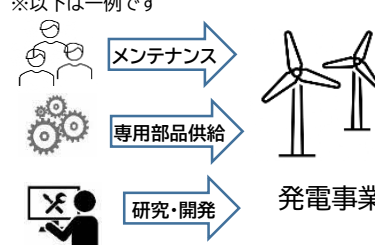
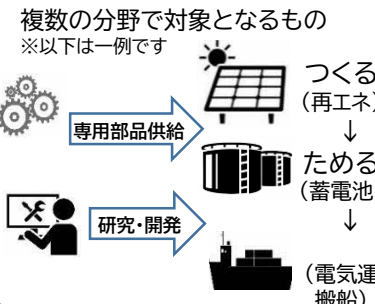
<半導体・デジタル産業戦略>

- ・全世界の出荷額
2020年約50兆円
⇒ 2030年約100兆円
- ・ラピダス社の立地決定
⇒総額5兆円規模の投資見込(同社による)
- ⇒関連産業の立地表明が相次ぐ

対象事業について(GX事業) ※北海道全域

OGX事業については、北海道の有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業として、下記の9つの分野及び業種等に該当するものを対象とする。

● 北海道の有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業

対象分野	対象業種(日本標準産業分類中分類)	事業内容
①洋上風力関連産業	電気業、プラスチック製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、技術サービス業、その他の教育、学習支援業、機械等修理業	左記に関連する研究開発、製品開発、製品の生産、製造又はサービスの供給に関する事業(これらの事業に必要な設備の整備又は保守、運営を含む。)なお、対象範囲は、それぞれの分野によって異なります。 ※対象範囲の例 洋上風力関連産業の対象となるもの ※以下は一例です  複数の分野で対象となるもの ※以下は一例です 
②合成燃料関連産業	化学工業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の小売業、技術サービス業、機械等修理業	
③水素関連産業	ガス業、化学工業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、その他の小売業、その他サービス業、技術サービス業、機械等修理業	
④蓄電池関連産業	電気業、化学工業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業	
⑤次世代半導体関連産業	化学工業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業	
⑥データセンター関連産業	通信業、技術サービス業	
⑦海底直流送電関連産業	電気業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	
⑧電気及び水素運搬船関連産業	電気業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、技術サービス業	
⑨再生可能エネルギー関連産業※	電気業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業	

※「北海道地球温暖化防止対策条例」で定める再生可能エネルギー(太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱 等)

対象事業について(金融事業) ※札幌市内のみ

- 金融事業については、金融商品取引法に規定する次に掲げる事業のうち、北海道の再生可能エネルギーの潜在力を活用するGX産業への投資を呼び込む事業を対象とする。
- 官民データ活用推進基本法に規定する人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス(IoT)活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術等を用いて行う事業(フィンテック)を対象とする。

● 金融商品取引法に定める事業のうち、北海道の再生可能エネルギーの潜在力を活用するGX産業への投資を呼び込む事業

対象事業		対象事業のイメージ
第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業	道内GX事業者の有価証券の引受け、募集・私募の取扱い (例:証券会社、ファンドや信託受益権の販売会社)	
投資助言・代理業	投資助言の一部を道内GX事業に関する助言とするもの (例:投資顧問など)	
投資運用業 適格機関投資家等特例業務 海外投資家等特例業務	運用資産の一部を道内GX事業者の有価証券への投資に充てるもの	

● 官民データ活用推進基本法に定める金融機能の強化集積に資するフィンテック事業

対象事業	イメージ(一例)
AI、IoT、クラウドなど情報技術を用いて行う、革新的な金融サービスを提供するものであって、金融に関する業務効率化やイノベーションの創出に資する事業	

「北海道GX推進税制」について

対象事業者と税目について

- 対象事業者は、道内でGX事業の設備投資を行う事業者や、道内で新たにGX事業を実施する事業者を対象とすることで、道内事業者の事業拡大や参入促進はもとより、道外事業者の立地促進を支援。
- 対象税目は、道税は法人道民税(均等割除く)、法人事業税、道固定資産税、不動産取得税
(参考:札幌市税は法人市民税(均等割除く)、事業所税、固定資産税、都市計画税)

	事業者の具体的な範囲・条件	対 象 税 目(道税・札幌市税)
北海道内	1 道内で既にGX事業に取り組む事業者 ・道内で工場や事務所などの設備投資を行う事業者	(道税)不動産取得税、道固定資産税 (市税)都市計画税、固定資産税
G X 事 業	2 道内で新たにGX事業を実施する事業者 ・道内で新分野・新事業として参入する事業者 ・道外から道内に進出する事業者 ・道内で創業する事業者 ・道内のスタートアップ事業者 (設立から5年以内で革新的な事業を行うと認定された事業者)	(道税)法人道民税、法人事業税 (市税)法人市民税、事業所税 ※工場や事務所などの設備投資を行う場合は (道税)不動産取得税、道固定資産税 (市税)都市計画税、固定資産税も適用可
札幌市内	1 札幌市内で新たに金融事業を実施する事業者 ・札幌で創業する事業者 ・札幌で新事業として参入する事業者 ・道外から札幌に進出する事業者 ・札幌のスタートアップ事業者 (設立から5年以内で革新的なフィンテック事業を行うと認定された事業者)	(道税)法人道民税、法人事業税 (市税)法人市民税、事業所税
金 融 事 業		

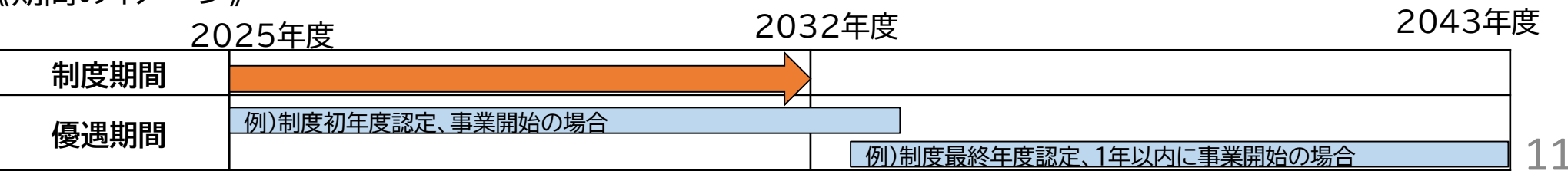
優遇期間・税率・制度期間について

- 他県の制度も念頭に、本道の再エネ等のポテンシャルや特区による規制緩和に加え、税制優遇と企業立地補助金をはじめとした支援施策により、本道の立地優位性を確保していくことが必要。
- 事業着手に多額のコストがかかる、また、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期を要するGX事業の特性を踏まえると、中長期的な支援がGX産業振興の観点からも有効。
- 以上を踏まえ、GX事業では、道税(法人道民税・法人事業税・道固定資産税)、市税(法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税)の優遇期間・税率を10年間(1～5年目最大全額免除、6年目以降最大1/2免除)とする。道税の不動産取得税は、取得時全額免除とする。金融事業は、道税(法人道民税・法人事業税)、市税(法人市民税・事業所税)を優遇期間・税率を10年間(最大全額免除)とする。

税 目	道 税	法人道民税・法人事業税・道固定資産税 (均等割除く)	不動産取得税 (金融事業除く)
	市 税	法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税 (均等割除く) (金融事業除く) (金融事業除く)	
優遇期間・税率	GX事業	10年間(1～5年目最大全額免除、6年目以降最大1/2免除)	取得時全額免除
	金融事業	10年間(最大全額免除)	

○国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の制度実施期間を2032年度までとする。

《期間のイメージ》

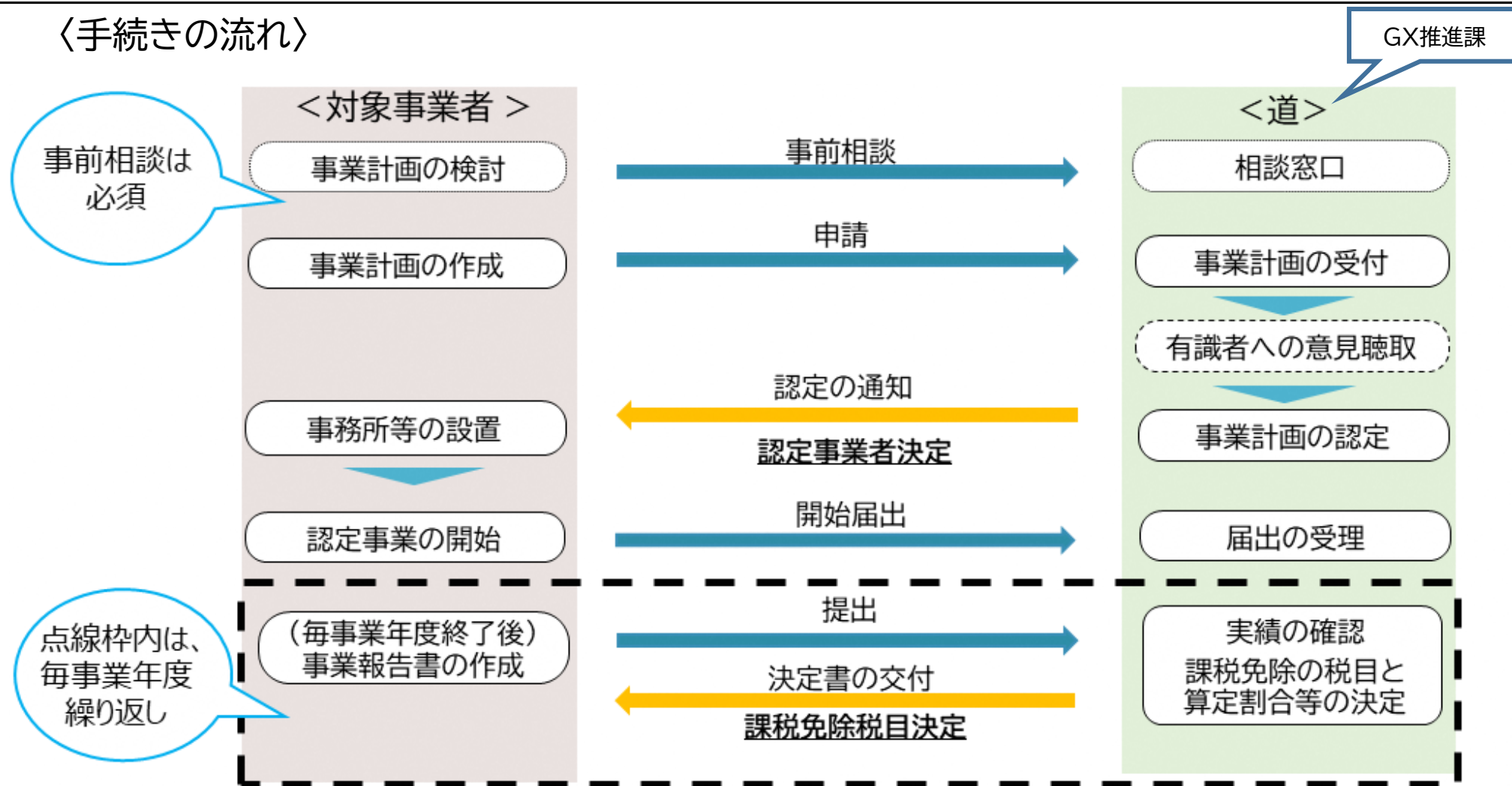


「北海道GX推進税制」について

申請の流れについて

○事前相談を必須とし、事業計画の認定、認定事業の開始、事業報告を経て、課税免除の対象となる税目と軽減額を決定する。

〈手続きの流れ〉



「北海道GX推進税制」について

地域との合意形成に関する要件について(GX事業)

- 計画認定の際に、関係法令の遵守や地域の合意形成等に関して実施を予定する内容を報告することとし、その内容を確認できるものを対象とする。
- 事業報告の際に、関係法令の遵守や地域の合意形成等に関して実施した内容が確認できるものを対象とする。
- 合意形成に資する取組や配慮事項をガイドラインに例示する。

【地域の合意形成の確認について】

- ・道が計画を認定するにあたり確認する地域の合意形成の状況については、立地市町村の意見を基本とし、これに寄りがたい状況が認められる場合は再エネ導入に関する地域向けの相談窓口や、関係課・関係機関とも連携しながら、更なる状況把握に努める。

【ガイドラインにおける記載例】

1 生活環境への配慮事項

- ・施設の適切な維持管理、地域特性(雪捨て場の確保、用水路の整備、私道の整備など)など

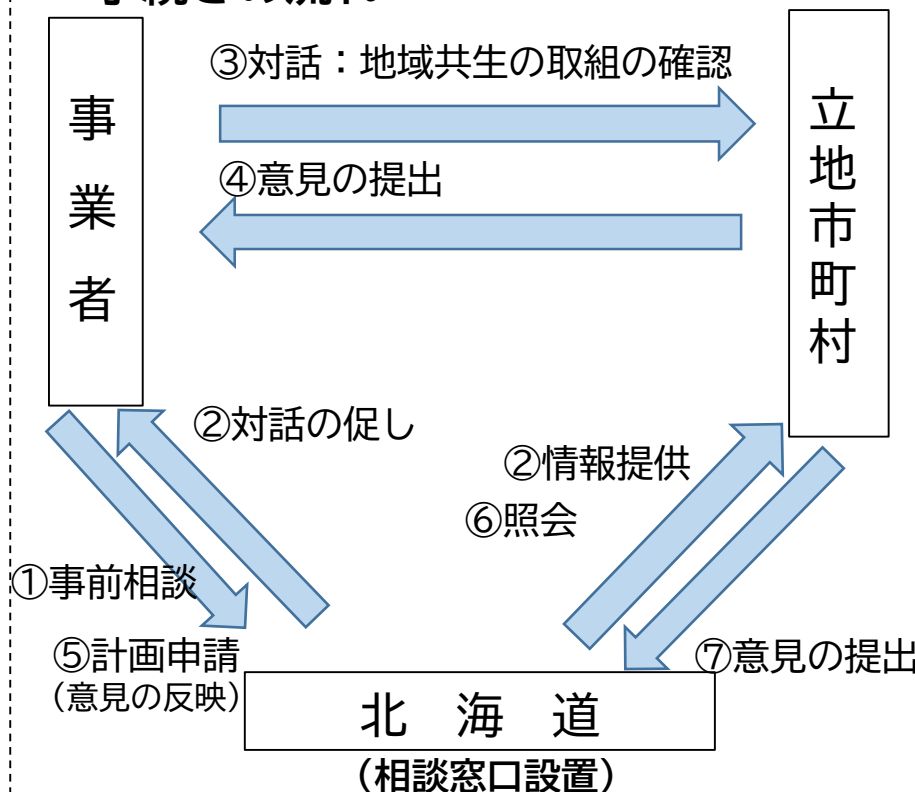
2 自然環境への配慮事項

- ・動植物等の生態系への配慮、環境教育等の実施、地域特性(環境保全の取組への協賛、施設の色彩調整など)など

3 地域社会への配慮事項

- ・地域説明会や事業報告会の開催、地域振興(収益の地域還元、地域の交流スペースの整備、地元調達・雇用の確保等)など

～手続きの流れ～



上記の手続きを踏まえ、認定事務を行う 13

施行規則で定める主な事項について

項目	内容
①データセンターの再エネ利用要件	○消費電力のうち60%以上を再生可能エネルギーで賄うことを要件とする。
②再エネ発電事業の要件	○太陽光発電事業は <u>2,000kw以上</u> のものを対象とする。但し、市町村の設定する地域脱炭素化促進事業の促進区域内は、その限りではない。 ○バイオマス発電事業は、バイオマス専焼のみの事業を対象とする。 ○それ以外の再エネ発電事業には出力要件を設定しない。
③雇用要件	○地域での雇用創出を図るため、雇用人数を課税免除の要件として設定する。 ○雇用要件を3人以上(発電事業は1人以上)とする。但し、立地補助金の交付を受ける事業者は、立地補助金の要件(類型1、類型2)を適用する。 ○増加する雇用者の数は、特定事業計画の認定前の事業年度末の従業者数と比較して、認定特定事業開始後の各事業年度末の従業者の数が規則に定める数以上増加している必要がある。
④投資要件	○投資要件として、1億円超を下限とする。(対象資産は、土地、建物、償却資産)但し、過疎地域においては、道央圏や都市部との差を設けるため、過疎法の投資要件(下限)である500万円超とする。
⑤公表の考え方	○道民への情報提供や、税制優遇を受ける事業者の適切な事業運営を図るため、事業者名・事業計画概要・事業場所・地域との合意形成の内容などを公表。

【参考】北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の改正について

- 企業立地の助成制度は、道内に工場等を新增設する場合に補助するものであり、交付要件として投資と雇用の要件がある。
- 今般、GX推進税制の創設にあわせて、企業立地の助成制度を見直したものであり、GX関連の見直し内容は次のとおり。

ポイント	内容
①半導体関連産業への支援の拡充	○類型Ⅰの対象業種に「半導体関連産業」を追加し、限度額15億円に拡充 ○半導体関連の製造に附随して行う「回路・レイアウト設計業務※」を補助対象化 ※設計業務のみを行っている事業は対象外 ○高度物流関連事業の対象施設に、半導体製造に係る「高圧ガス等の保管倉庫※」を追加 ※倉庫業法上の「危険品倉庫」が該当
②データセンター事業への支援の拡充	○類型Ⅰの「一般型」及び「環境配慮型」を「再生可能エネルギー活用型」に統合し、限度額15億円に拡充 ○消費電力の60%以上を再生可能エネルギーで賄うデータセンターを対象
③GX関連産業への支援の拡充	○「新エネルギー関連製造業」を「新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業」に変更し、対象を拡大 ○海底直流送電に関連する事業(電線・ケーブル製造業)や電気及び水素運搬船等の製造に関連する事業を補助対象化
④雇用要件の緩和	○類型Ⅱの雇用要件を5人以上から3人以上に引下げ
⑤地域への立地の促進	○重点地域特例(過疎地域であって地域未来投資促進法の適用地域)への立地に該当する場合、補助率1%を加算

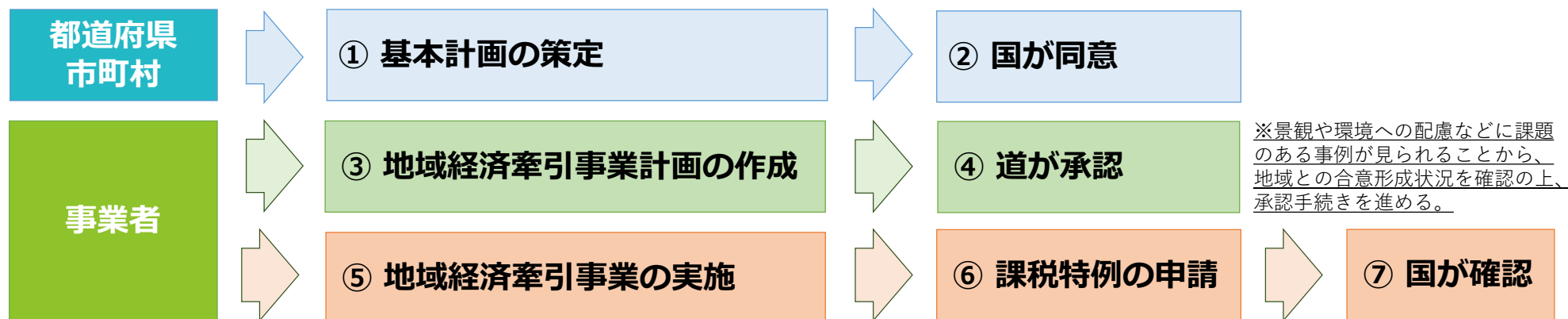
GX産業集積に向けた支援制度について

- (1) 「GX金融・資産運用特区による規制緩和事項について
- (2) 「北海道GX推進税制」について
- (3) 「北海道GX地域未来投資促進基本計画」について

全道版基本計画策定の目的

- 令和6年6月、北海道・札幌市が「金融・資産運用特区」の対象地域に決定。
また、北海道が「国家戦略特区」に指定。
- 特区指定を契機に、既存の税制優遇制度である「地域未来投資促進法」による支援措置も活用しながら、全道域にGX産業の集積を図るため、道と市町村が共同して、**全道版基本計画**（北海道GX地域未来投資促進基本計画）を策定する。
- 基本計画の**対象区域に立地する事業者は**、事業計画について道から承認を受け、一定の要件のもと、**法人税や不動産取得税等の課税免除を受けることができる。**

<事業推進の基本的な流れと課税の特例申請スキーム>



GX産業の集積を促進する税制優遇の内容

- 課税免除を受けるには、対象となる地域や業種、取得価額、雇用者数の増加など、法律及び条例ごとに規定される**一定の要件を満たす必要があるが、立地企業は、下表の税目について優遇措置を受けることができる。**

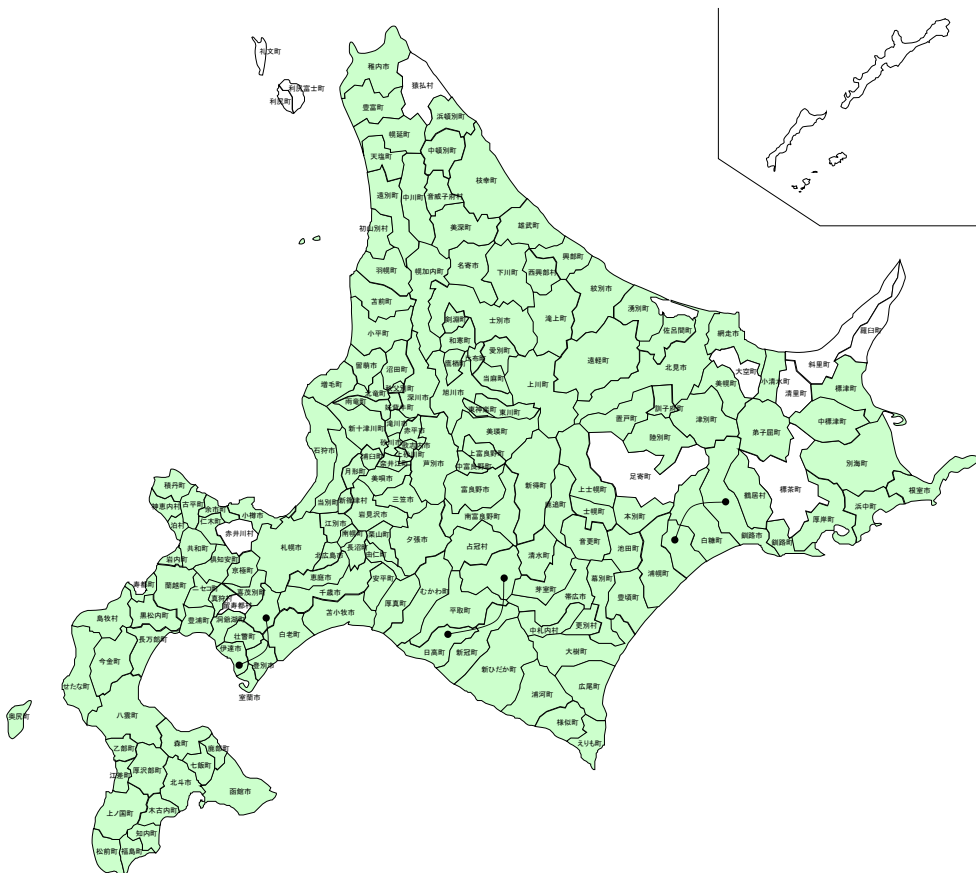
	GX産業の推進に係る業種・分野	取得価額	法人税		法人道民税	法人事業税	不動産取得税	道固定資産税
			税額控除	特別償却				
道のGXに関する税制優遇制度 (全市町村)	製造業、サービス業 金融業、電気・ガス・熱供給業 等	1 億円超 ※過疎地域は500万円以上	—	—	●	●	●	●
地域未来投資促進法 (167市町村)	ものづくり デジタル エネルギー	1 億円超	●	●	—	—	●	●
過疎法 (148市町村)	製造業 情報サービス業 等	500万円以上	—	●	—	●	●	●
半島振興法 (25市町村)	製造業 情報サービス業 等	500万円以上	—	●	—	●	●	●
離島振興法 (6 町)	製造業 情報サービス業 等	500万円以上	—	●	—	●	●	●
原発特措法 (4 町村)	製造業	2,700万円超	—	—	—	●	●	●
地域再生法 (全市町村)	本社機能 (事務所等)	3,800万円以上	—	—	—	●	●	●

「北海道GX地域未来投資促進基本計画」について

基本計画の対象区域

● 市町村の参画意向を踏まえ、本計画の対象区域を**167市町村**（35市120町12村/93.3%）に決定。

● 市町村の希望に沿って**除外区域を設定**するほか、国立・国定公園区域や鳥獣保護区等を対象区域としている場合には、**環境保全のための配慮事項を記載**。



	市町村名
空知 (24)	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
石狩 (8)	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
後志 (18)	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町
胆振 (11)	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
日高 (7)	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
渡島 (11)	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜山 (7)	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上川 (23)	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
留萌 (8)	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷 (6)	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町
十勝 (15)	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝 (18)	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、陸別町、浦幌町
釧路 (7)	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室 (4)	根室市、別海町、中標津町、標津町

※ 現時点で未参画の自治体が計画策定後に参画を希望する場合は適宜追加する

「北海道GX地域未来投資促進基本計画」について

対象分野と事業者に求められる事項

対象分野

- 道内 G X 産業の推進に係る次の分野に該当する事業であること。

設定分野	対象事業例
ものづくり関連	次世代半導体に使用される精密機器、風力発電の羽根、太陽光発電のパネルや架台の製造
デジタル関連	データセンターの建設
エネルギー関連	水素の生産・供給、発電・送電事業、蓄電池の設置、SAF製造

事業者求められる事項

- 事業計画期間における**付加価値創出額が全道一事業所あたりの平均付加価値額（4,611万円）を上回る**こと。

$$\left[\text{付加価値額} = (\text{売上高}) - (\text{費用総額}) + (\text{給与総額}) + (\text{租税公課}) \right]$$

- 次のいずれかの目標を設定すること。
 - (1) 売上が開始年度比で 8 % 以上増加
 - (2) 雇用者数が開始年度比で 1 人以上増加



環境保全・計画期間

環境保全

- 事業者が新規開発を行う場合は、**自然環境に影響を与えないよう、環境関連法令や電源種ごとに国が定める事業計画策定ガイドライン等の遵守、環境保全・環境負荷の低減に向けて十分に配慮**することを求める。
- **事業活動は、地域社会との調和を図っていくこととするが、事業開始前に必要に応じて住民説明会を開催するなど、周辺住民の理解を十分得ながら進めるものとし、原則として、立地市町村から地域との合意形成状況を確認した上で、道が事業計画を承認**することとする。

計画期間

- **5年間**（令和7年3月26日から令和12年3月31日予定）



<お問合せ先>

北海道経済部 G X 推進局 G X 推進課（G X 特区推進担当）

電話：011-206-9094 meil：gx.suishin@pref.hokkaido.lg.jp

森林由来クレジット制度の普及啓発に関する取組

○森林所有者がJ-クレジット制度の活用を通じて、クレジットを創出・販売することで、木材販売収入以外の外部資金の獲得が可能となり、さらなる森林整備に繋がることが期待される

○R7年度は、市町村や林業事業体など森林所有者によるクレジット創出を支援するため、J-クレジット制度の普及啓発の取組を、引き続き実施

【令和7年度の取組予定】

1. 情報提供サイトの開設

クレジット創出に役立つQ&Aや市町村等が創出したクレジットの販売に関する情報提供等を実施

2. 電話相談窓口の設置

森林海洋環境課に電話相談窓口を開設
TEL：011-251-3865 担当：木村・舟橋

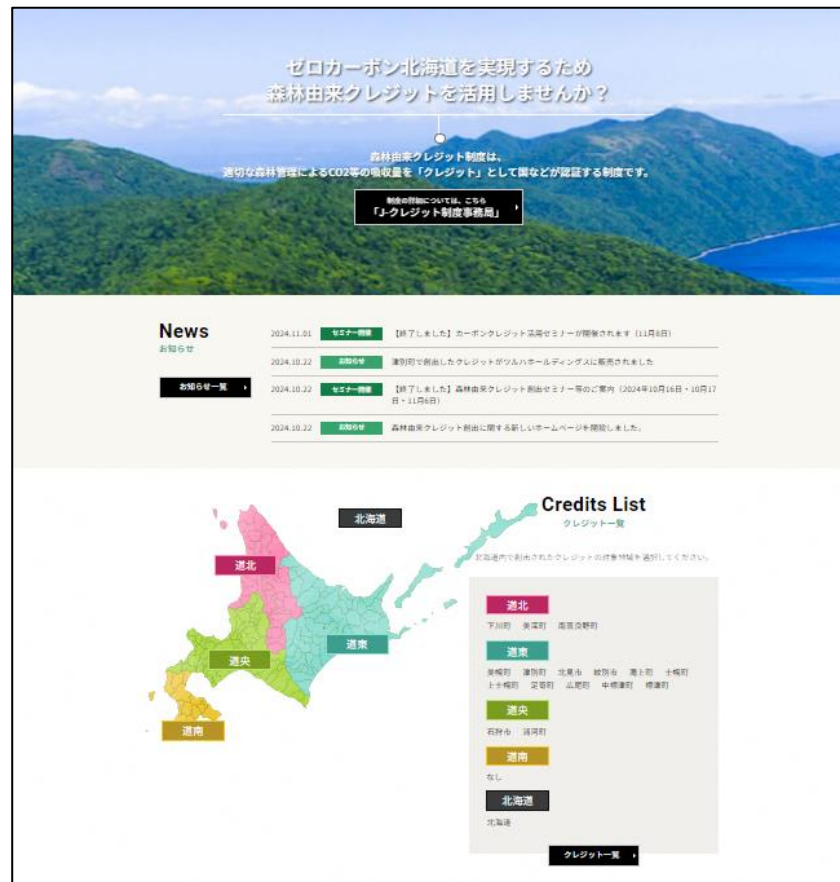
3. セミナーの開催

クレジット制度の概要や創出事例、活用状況の紹介、
創出手続きの演習など

4. 地域協議会向けの情報提供や個別相談（随時）

Ｊ-クレジットの道内での取組実績や、創出に役立つ情報提供のほか、個別相談などを実施

【情報提供サイト (<https://fjc-hokkaido.jp/>)】



北海道における森林由来クレジット情報提供サイト



道有林におけるJ-クレジット創出の取組について



制度の概要

・J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。

・温室効果ガスの排出削減または吸収量の増加に繋がる事業の実施

省エネ設備の導入

ボイラー・照明の導入

適切な森林管理

植林・間伐等

再生可能エネルギー導入

太陽光発電設備の導入

J-クレジット創出者

(中小企業、農業者、森林所有者、地方自治体等)

CO₂等の排出削減・吸収量
(J-クレジット)

経済産業省 環境省 農林水産省

J-クレジット
の売却

資金循環

資金

目標達成、CSR活動
カーボン・オフセット

J-クレジット購入者

(大企業、中小企業、地方自治体等)

温対法・省エネ法の報告

カーボン・オフセット

カーボンニュートラル
行動計画の目標達成

※J-クレジット制度事務局資料を一部改変

主な制度改正(森林分野)

○令和3年8月 航空レーザによる森林調査(モニタリング)を容認

▶負担の大きかった現地調査を緩和。航空レーザを活用することで、効率的に大規模なクレジット創出が可能に。

○令和4年8月 天然生林の吸収量をクレジット化

▶従来は、育成林の吸収量のみであった算定対象が、天然生林にも拡充。森林から、より多くのクレジット創出が可能に。

道有林における創出モデル

J-クレジット制度の活用を通じて、木材販売収入以外の外部資金の獲得が可能となり、さらなる森林整備に繋がることが期待。

一方で、改正された制度の運用事例が少ないことから、道有林において森林由来クレジットを先導的に創出し、得られたノウハウを、市町村等に普及することで、J-クレジット制度の活用を通じた適切な森林整備を促進。

【創出モデル】

区 分	航空レーザを活用した大規模創出	天然林における創出実証
実施方法	協定に基づく企業連携 (創出クレジットは道と連携企業で分配)	外部委託による直営 (創出クレジットは全て道が取得)
対象森林	上川北部(士別市、名寄市、美深町、音威子府村、中川町)及び網走西部管理区(雄武町、興部町、西興部村)の人工林	留萌管理区 初山別村の天然林 (一部人工林を含む)
対象面積	約2万6千ha	約1,700ha
対象期間	令和5年度～令和12年度の8年間	令和6年度～令和13年度の8年間
主な適用要件	・森林経営計画が作成されていること ・500ha以上あること ・1990年以降に施業を実施し、認証対象期間中に保護(巡視)活動を実施 ・認証期間中に森林施業を新たに実施	・保安林等の制限林 ・認証期間中に保護(巡視)活動を実施
クレジット創出量(見込み)	約58万t-CO ₂ (8年間)	約6千t-CO ₂ (8年間)
R6創出量	60,458t-CO ₂ (内、道分:40,227t-CO ₂)	(R7年度以降創出)
吸収量算定方法	・航空レーザデータの解析処理により樹高を測定(地位の特定) ・地位別の樹高・蓄積テーブルによる林分材積成長量に施業面積を乗じて算出	・樹高の測定(地位の特定)は不要 ・森林調査簿の材積と森林生態系多様性基礎調査の材積を比較し、低い方の林分材積成長量に森林面積を乗じて算出

※対象期間年度と販売開始年度にズレが生じるのは、クレジット認証(=発行)の仕組みによるもの。

吸収量の算定は、原則としてクレジット
ト認証申請日の前年度の最終日(4月1
日から3月31日)までを対象として年
度単位で行う。つまり、当年度の吸収量
をクレジットとして発行できるのは、翌
年度以降になる。

対象期間	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目
森林の吸収量	→	→	→	→
クレジット認証		★	★	★

クレジットは、モニタリング実施後にJ-クレジット
制度認証委員会の審議を経て認証(発行)される。

道有林における森林由来クレジット販売方針の概要（R6.10策定）

第1 趣旨

【国内外の動き】

海外	○ 気候変動の影響が顕在化 ○ 「脱炭素化」の動きが加速化
国内	○ ゼロカーボン北海道の表明 ○ 森林吸収量の確保に向けた対策の充実・強化
道内	○ 2050年カーボン・ニュートラルの実現 ○ 森林由来クレジットの創出拡大を図る方針

【取組趣旨】

国の「J-クレジット制度」を活用し、道有林において、森林由来クレジットの大規模創出と、販売収入を森林整備等に活用する取組を先導的に実施

第2 道有林で森林由来クレジットを創出・販売する目的

(1) 本道の森林整備の推進と林業・木材産業の振興

- ・ 道自らがクレジットの創出・販売に率先して取り組み、成果やノウハウを一般民有林に普及することにより、森林整備の推進と林業・木材産業の振興を図り、百年先を見据えた森林づくりを推進

(2) ゼロカーボン社会の実現への貢献

- ・ クレジットを大規模かつ安定的に供給・販売し、全国の森林由来クレジット取引を牽引するとともに、道内外のオフセット需要に応え、ゼロカーボン北海道やカーボンニュートラルの実現に貢献

第3 販売にあたっての基本的な考え方

(1) 購入者が本道の森林づくりに貢献していることが実感できる「見える化」

- ・ 販売収入が本道の森林整備につながる道筋を購入企業等と共有し、効果的なPRにより企業等の価値向上を後押し

(2) 本道の優位性や強みを活かしたイメージ戦略の展開

- ・ 本道の森林・林業・木材産業の優位性を前面に押し出し、クレジットの付加価値を高める
- ・ 道の林務関連施策と連動した効果的なPR手法の導入

(3) 戦略的な販売の確立に向けた多様な手法の導入

- ・ 需要者のニーズに対応できる多様な販売手法を導入・検証し、その後の取組に反映

第4 具体的な対応方向

(1) 購入企業等との取組の共有

- ・ 企業等の購入目的や用途の意向などを把握しながら、森林整備等の施策に活用し、森林に還元するメニューを明示するとともに、取組の成果を購入者と共有

(2) イメージ戦略による効果的な販売

- ・ 「豊かな自然」などの森林イメージと、クレジットを安定供給できる特徴を発信し、選択的購入を促す
- ・ 「HOKKAIDO WOOD」など、林務施策と連携しながら、幅広い分野の企業等に周知・販売

(3) 具体的な販売方法

① 販売手法の設定

- ・ 相対取引をはじめ、入札や長期の協定販売、市場取引など、多様な販売手法を導入
- ・ 道内需要者や、長期・安定購入を希望する企業向けに販売枠を設定し、購入しやすい仕組みを導入

② 販売価格の設定

- ・ 市場価格の動向や、道有林のクレジット販売状況、道有林が持つ付加価値などを勘案
- ・ 販売方法や販売量に応じて設定
- ・ 市場の取引状況等に応じて適宜見直す

- 排出量取引制度の本格稼働を見据え、R 7からテスト販売を実施、販売実績を踏まえR 8から本格的に販売
- テスト販売の販売価格は、市場動向や企業ニーズなどを踏まえ検証の上、設定

4月～6月 クレジットの販売価格等の設定

○市場動向調査

- ・J-クレジット市場動向調査（制度、価格、需給状況など）

○道の検討案の検証

- ・数量別の価格設定
- ・多様な販売手法の導入（相対取引、入札、長期協定販売など）

7月（予定）～ クレジット販売開始

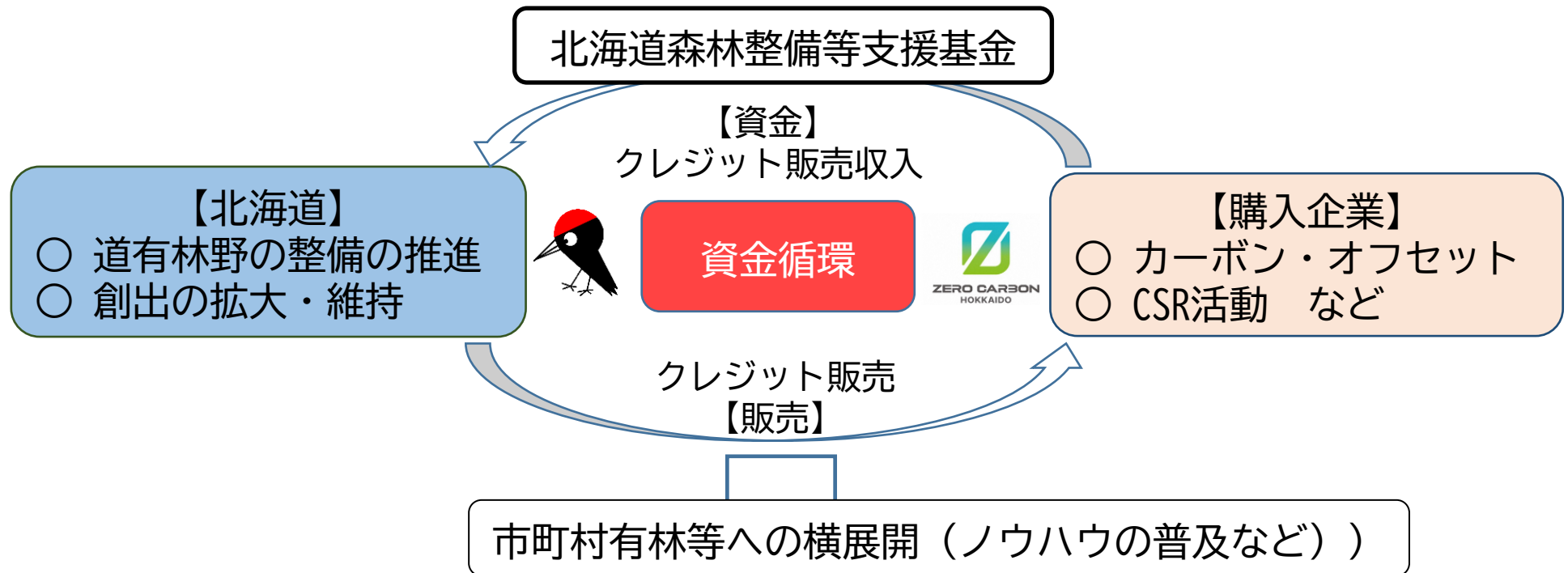
販売量：約4万t-CO₂（R 6年度創出分）



販売実績を踏まえた販売単価、販売手法の検証

R 8年度の販売単価、販売手法の決定

クレジットの販売収入は、北海道森林整備等支援基金へ積み立て、道有林の整備・保全などの事業に充当し、活用状況等を発信



- 本道の森林整備の推進と林業・木材産業の振興
- ゼロカーボン社会の実現への貢献

一定規模以上の事業を行う際には、環境影響評価法及び北海道環境影響評価条例に基づき、環境アセスメント手続きが必要となる場合がありますので、以下のことをご確認のうえ、事前にご相談ください。

1 環境アセスメント制度とは

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測、評価等を行い、その結果を公表し、道、市町村、道民等の意見を聴くなど、一連の手続きを通じて環境保全措置の内容等を検討し、環境保全の観点から、より良い事業計画としていくための仕組みです。

表 北海道環境影響評価条例における対象事業（一部のみ抜粋）

事業の種類等		第1種事業※1	第2種事業※2
発電所	水力発電所	出力 3万kW以上	1万5千kW以上 3万kW未満
	火力発電所	出力 15万kW以上	7万5千kW以上 15万kW未満
	地熱発電所	出力 1万kW以上	5千kW以上 1万kW未満
	太陽電池発電所	出力 4万kW以上	2万kW以上 4万kW未満
	風力発電所	出力 1万kW以上	5千kW以上 1万kW未満
土地区画整理事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
工業団地造成事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
事業種非明示事業（条例で定めるその他の事業種に該当するものを除く）		—	面積 50ha以上 （建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状変更）

※1 第1種事業：規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業として、必ず環境アセスメントを行う事業です。

※2 第2種事業：環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定する事業です。

（注）これらの事業が環境影響評価法の第2種事業又は対象事業であるときは、条例は適用されませんが、法の第2種事業の届出を行い、アセス手続きが不要との判定を受けた場合は、条例が適用されますのでご注意ください。

お願い～道内で大規模発電事業を検討している皆様へ～

本道では近年、多くの大規模な再生可能エネルギー導入事業が計画されています。道ではこれまでの北海道環境影響評価審議会での審議等を基に、**事業者の皆様事前に検討いただきたい事項や事業計画等に反映いただきたい事項をとりまとめ、令和6年9月にホームページに掲載しました。**これらを十分踏まえ、環境アセスメントの手続きを進めていただきますようお願いいたします。



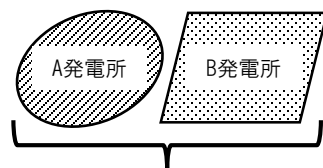
（環境政策課HP）

「一連性」にご注意を！！

環境アセスメントの対象となる事業は「特定の目的のために行われる一連の土地の形状変更並びに工作物の新設及び増改築」と定義されています。

そのため、特に太陽電池発電所や風力発電所は、**敷地が離れていても事業主体が同じである場合などは、一連の事業と見なされ、アセス手続きが必要となる場合があります。**国の通知※における考え方を踏まえた慎重な判断が必要ですので、事前にご相談ください。

※「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について（令和3年9月28日 経済産業省、環境省）」



合わせるとアセスが必要になるかも…？

2 環境アセスメント制度に関する問い合わせ

北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課 環境影響審査係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-204-5981

FAX：011-232-1301

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html>

北海道 環境アセス

検索